

令和 6 年 5 月 29 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01167

研究課題名(和文) 国際法における責任主体の多元化—国家・個人・中間団体の複合性と相互性

研究課題名(英文) The Pluralization of Responsibility Subjects in International Law: The Complexity and Interrelationship of States, Individuals, and Intermediate Entities

研究代表者

古谷 修一 (Furuya, Shuichi)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：50209194

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：国家機能の弱体化や国際法規範が実現しようとする内容の複雑化・専門化にともない、国家、個人、中間団体という責任主体の多元化が見られ、これにともなって国際法における包括的な責任論の構築が求められている。本研究では、武力紛争下における企業活動を素材として、それが国家責任および個人責任と重層的に機能する「複合的な法適用過程」と階層の異なる責任主体が相互に他主体の義務履行を監督し、法実現の調整を行う「相互的な法調整過程」が存在することを実証した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

武力紛争下における企業活動の問題は、企業側のリスク管理の問題として議論される側面が強かった。しかし現実には、いかに適正に行われていたとしても、企業活動が武力紛争の動態に影響を与え、これによって著しい人権侵害に寄与する可能性があることが問題となってきた。本研究は、武力紛争下における企業活動を法的に規制する規範を特定し、その特徴を抽出し、具体的な規制を行うことに貢献するものであり、実務的な側面でも価値を持つ。

研究成果の概要(英文)：Due to the weakening of state functions and the increasing complexity and specialization of the contents sought by international legal norms, there is a diversification of responsible entities, including states, individuals, and intermediary organizations. This has necessitated the construction of a comprehensive theory of responsibility in international law. This study, using corporate activities under armed conflict as a case study, demonstrates the existence of a "complex legal application process" where state and individual responsibilities function cumulatively, as well as an "interactive legal coordination process" where entities at different levels of responsibility mutually supervise the fulfillment of obligations by others and coordinate the realization of the law.

研究分野：国際法

キーワード：国際刑事裁判 個人責任 中間団体 ビジネスと人権

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 従来、国際法における責任論(国際責任論)は、一般的に国家の責任の問題として理解され、しばしば国際責任は国家責任と同義のものとして議論されてきた。これは、国際法が国家の行動を通して規範内容を現実化するという、法実現プロセスを念頭においてきたことの反映である。国際法が規律するのが専ら国家間の関係であり、国際法の主体が国家であるという伝統的な前提は、国際法規範を履行する機関もまた国家であり、国家というチャンネルを通して初めて国際法規範の具体的内容は実現されるという構造を想定するものであった。

(2) しかしながら、こうした国家を主軸とした国際法実現プロセスの単線的把握は、徐々に国際法現象の現実と乖離し始めている。すでに、国際刑事裁判所(ICC)などの国際刑事司法機関の設置は、国際法が個人の責任を追及することによって、その目的とする国際人道法・人権法の履行確保をはかる「個人責任論」の存在を確たるものとしている。

(3) 他方で、国家責任と個人責任という責任論の二元的構造についても、すでに変容が始まっていると考えられる。具体的には、国家あるいは個人のいずれでもない、その中間的な団体が国際法上の責任主体となる国際法現象が発生しており、これを国際法における責任論の文脈のなかで、どのようにとらえるかは実務的・理論的に重要な課題として浮かび上がってきている。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、こうした個人や中間団体を国際法規範の直接の名宛人とし、その責任を問う新たな責任体系とその動態を、国際法実現プロセスの多元化の一側面として、包括的に検討することにある。

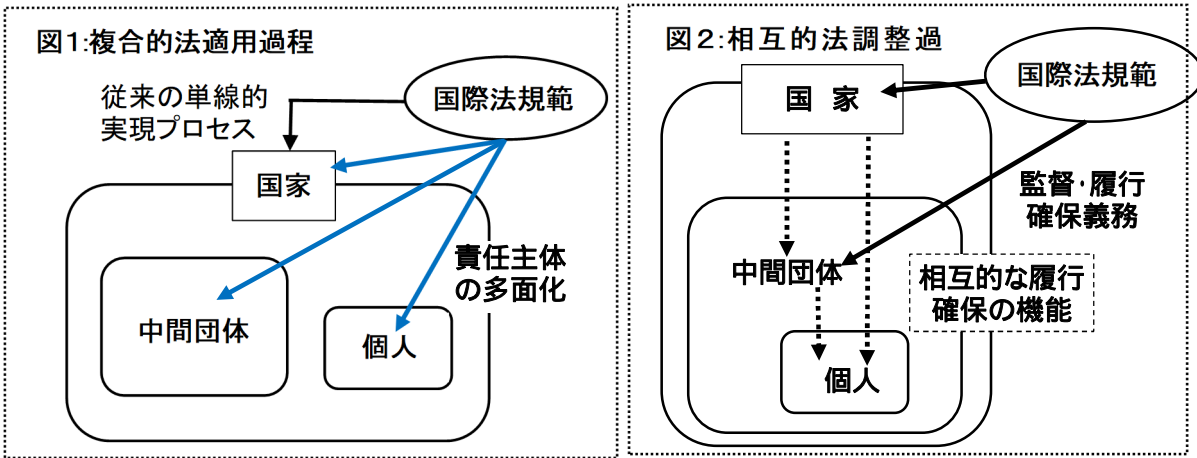
(2) 具体的には、武力紛争下における中間団体の規制を中心に分析する。たとえば、非国際武力紛争において国際人道法・人権法の法的目的を実現するためには、反政府武装集団のような中間団体に対し国際法規範を適用し、履行を確保することが必要である。また、武力紛争時に民間企業が商業的活動として兵器や兵士を提供し、紛争の実質に関与するといった Private Military Companies (PMCs) の活動に対する法的規制は喫緊の課題となっている。さらに、こうした議論の延長線上に、そもそも武力紛争下において企業活動にかかわる人権の確保・人道的要請の実現をどのようにかはかるのかも問題となる。「ビジネスと人権」など企業活動による人権侵害を防止・抑制するメカニズムの検討は、この検討における中心となる。

### 3. 研究の方法

(1) この目的のため、本研究では、国家責任、個人責任、中間団体責任という責任主体の多元化の実際的な機能を、二つの側面に注目して検討する。

(2) 第一は、国際法規範が個人あるいは中間団体に対し直接に適用され、これに義務を課するという国際法規範の適用過程における特殊性である。国際法は国家を介在させることなく、個人・中間団体に直接に適用されることから、従来の責任論において議論されてきた責任発生要件、責任の効果などの問題は、個人責任・中間団体責任に特有の要素を考慮して再構成することが求められる。この点で重要なのは、これら個別の責任主体が引き受ける義務が、複合的・重疊的に各々を規制する場合に、その重疊関係をどのように理論化するかという問題である。たとえば、非国際武力紛争下で文民を戦禍から保護する義務は、国家に課されることはもとより、反政府団体や PMCs にも課され、そうした組織を構成する個々の個人にも課されている。従来の議論では、中間団体の責任は国家に準じる存在として国家責任論の枠組で議論される方向もあれば、個人の集合体として個人責任論の枠組で検討される方向もあった。しかし、本研究では中間団体責任論とも言える新たな責任体系を想定(構築)し、それが国家責任および個人責任と重疊的に機能する「複合的な法適用過程」に焦点を当てる(図1)。

(3) 第二に、こうした異なる責任主体への国際法の適用は単純に規範内容が重複しているだけでなく、上位主体が下位主体の履行を確保する義務を負うという、別の責任構造を内在させながら、相互的な動的作用をもたらしている。たとえば、国際人権法においては、国家自身が人権を侵害しないという消極的義務に加え、私人も含めた他の主体による人権侵害を防止し、侵害が発生した場合には被害者を救済する「積極的義務」(Positive obligation)の存在が知られている。また、国際人道法・刑事法においては、軍や政府の指揮命令系統において部下の国際法違反を防止し、また事後的に処罰することを求める「上官責任」(Superior responsibility)の法理が存在する。従来、こうした義務は異なる文脈において機能する独自の原則と理解されてきたが、責任主体の多面化という大枠で把握すると、国際法実現プロセスにおける義務内容の二重性を示していることに気づく。すなわち、一定の国際法規範が実現を目指す内容を、責任主体自らが実施する義務(実施義務)に加えて、他の責任主体が当該実施義務を果たすことを監督し、その実現を確保する義務(監督義務)が存在するのである。それは国家・中間団体・個人という責任主体が相互的に他主体の義務履行を監督する側面があり、責任主体の多面化は相互的な法実現の調整過程を経て展開する動的側面を持つことを示している。本研究は、こうした「相互的な法調整過程」をも射程に入れる(図2)。



#### 4. 研究成果

(1) 武力紛争下での企業活動に対する国際法的な規律は、2000年代に入って徐々に認識されるようになり、2010年代になって本格的な取り組みが始まったと言える。こうした取り組みはさまざまな方向から行われてきているが、大別すれば3つに分類できる。

(2) 第一は、武力紛争に直接かかわる問題として、国際人道法の観点から規制を強化する試みである。2006年に赤十字国際委員会(ICRC)は『ビジネスと国際人道法：国際人道法のもとでの企業の権利と義務に関する序論』を発表し、企業が人道法上の義務を負うことを鮮明にしている。ここでは企業の具体的な業務内容については触れられていないが、その後2008年にはICRCとスイス政府が共同で『武力紛争中の軍事警備会社の業務に関する国際法的義務と国家のためのグッド・プラクティスに関するモントルー文書』(以下、モントルー文書)を発出し、いわゆる“Private Military and Security Companies”(以下、PMSCs)の規制に焦点が当てられていく。これらに加えて、国家、NGO、業界団体などによっても、PMSCsに関するいくつかの関連文書が発表されている。また、国連国際法委員会(ILC)は、2022年に「武力紛争に関連する環境の保護に関する原則草案」の作成を完了したが、その原則10と11は企業によるデュー・ディリジェンスとその責任(liability)について規定している。

(3) 第二は多国籍企業に対する規制の側面である。OECDは1957年に『多国籍企業のためのガイドライン』を採択し、その後何度かの改定を経て、最新版は2011年に刊行されている。このガイドラインにおいては武力紛争に関する記載は限られているが、2016年の『OECD紛争影響・ハイリスク地域からの鉱物資源の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス』では、紛争地域で産出される鉱物資源を利用する企業に対して人権侵害リスクの評価と防止を求めている。鉱物資源のサプライチェーンに関しては、アフリカ・グレートレイク地域における認証メカニズムや中国商工会議所がOECDと共同で作成したデュー・ディリジェンス・ガイドラインがあり、また個別の産品についてはダイヤモンドに関するキンバリー認証プロセス、英米政府とエネルギーセクター企業が作成したボランタリー原則などがある。

(4) 第三は人権保護の観点からの規制である。国連は2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」(UN Guiding Principles on Business and Human Rights、以下UNGPs)を採択し、ビジネス活動による人権侵害の防止・被害者救済について指針を提供しているが、後に詳述するように、いくつかの原則は武力紛争時におけるビジネス活動についても触れている。さらに、この点については、人権と多国籍企業の問題に関する特別報告者が武力紛争に焦点を当てた文書を作成している。加えて、人権と多国籍企業の問題に関するワーキング・グループが「ビジネス、人権、紛争影響地域：より高度な行動に向けて」を発出し、紛争地域に焦点を当ててビジネスと人権の問題をより詳細に検討している。また、国連人権理事会は2014年に、ビジネスと人権に関する法的拘束力を持つ文書の作成を目的とする政府間ワーキング・グループを設置している。本稿執筆時点では第3草案(以下、法的拘束力を持つ文書第3草案)が作成されているが、これも紛争地域を扱った条文案を含んでいる。

(5) これらの文書は具体的な規制内容や方法にも相違点があるが、共通する二つの特徴を持っている。まず、武力紛争地域における企業活動に関して、いわゆるハード・ローとしての国際条約や慣習規則はきわめて限定的である。上述の文書はいずれも、原則、ガイドライン、ガイダンス、あるいは国家・NGO・企業などの間の合意に基づいたソフト・ローであり、厳密な意味でこれらが法的拘束力を持つとは考えられない。もっとも、規定された原則やガイドラインは、ときにすでに存在する法とあるべき法の二つの顔を持っており、その中間的な意味合いが与えられているとも言える。第2の特徴は、国家に帰属しない企業のビジネス活動をどのように規律するのか、その行為の責任をどのように企業に負わせるのか、あるいは企業本国の責任をどのように構成するのかといった共通する問題について、相互参照が頻繁に行われていることである。基盤となる分野は異なっても、それらが内在させる論点は類似しており、各々の文書が他の文書の内容を取り込み、重層的な蓄積が形成されてきている。後から作成された文書はそれ以前の文書の内容を踏襲しながら、他方でこれに新たな内容を付け加えることで発展している。

(6) 中間団体としての企業が、武力紛争下で遵守すべき原則等に反する行動をとった場合、これにどのような角度から責任を問うのか。これについては、企業経営者の個人の責任と問う方向と企業そのものの責任を問う方向が存在する。

(7) 国際刑事裁判所(以下 ICC)に関するローマ規程第 25 条 3 項(c)は「当該犯罪の実行を容易にするため、既遂又は未遂となる当該犯罪の実行をほう助し、唆し、又はその他の方法で援助すること(実行のための手段を提供することを含む。)」と規定し、犯罪行為に対する加担者についても刑事責任が発生することを明確にしている。したがって、企業のビジネス活動によって、戦争犯罪に該当するような重大な国際人道法違反が発生した場合、当該ビジネス活動の直接の実行者はもちろん、活動を監督する立場にあった者、さらには当該企業の経営責任者についても、ICC において刑事責任が追及されることはありうる。さらに、戦争犯罪の処罰を規定する国内法令を持つ国家において、同様に企業の構成員が処罰される可能性もある。事実、2000 年代に入るといくつかの国内裁判所が刑事責任を認める判決を出している。たとえば、オランダでは、ビジネスマン Frans van Anraat が化学物質をサダム・フセイン政権下のイラクに売却し、これによってマスタード・ガスが製造され、イラク北部地域に居住するクルド人に対して使用されたことで起訴されている。2007 年、ハーグ控訴裁判所は被告人を戦争犯罪の共犯として有罪とし、17 年の懲役刑を科している。さらに、リベリアでビジネスを展開していた木材会社社長の Guus Kouwenhoven は、Charles Taylor 大統領の軍隊が内戦当時に行った戦争犯罪において使用された武器を密輸した容疑で起訴され、2017 年に戦争犯罪の共犯として有罪とされている。また、ノルウェーにおいては、ルワンダ人ビジネスマンである Sadi Bugingo が、その地位と富を利用してジェノサイドを実施した民兵組織インテラハムウェを支援した容疑で起訴され、ジェノサイドの共犯として懲役 21 年の刑が科されている。さらに、フランスでは、セメント会社 Lafarge とその経営役員が、その子会社がシリアにおけるイスラム国などのテロ組織に金銭支払を行い、これらの組織による人道に対する犯罪に加担したことを理由として起訴されている。

(8) 法人としての企業そのものの責任を問う方法は、個人の刑事責任ほどに明確ではない。しかし、法的拘束力を持つ文書第 3 草案第 8 条 6 項は、「締約国は、自国の国内法が、国境を越えた性質の活動を含むビジネス活動を行っている法人および/または自然人が、ビジネス関係を持ってきている他の法人または自然人が人権侵害を発生させ、またはこれに寄与することを防止しなかった責任(liability)を規定することを確保しなければならない。ただし、人権侵害を発生させ、または寄与した者あるいは活動を支配、管理、監督(controls, manages or supervises)しており、かつ国境を越えた活動を含むビジネス活動における、あるいはビジネス関係における人権侵害のリスクを予見すべきであったにもかかわらず、これを防止する適当な措置を取らなかった場合に限る。」と規定し、法人の責任追及について一定の発展的な側面を示している。この条文では、法人の責任を定める国内法令の制定を締約国に義務づけるとともに、そうした法人の責任が、ビジネス関係を持ち、かつ当該法人の支配、管理、監督の下に置かれた別法人の行為によって人権侵害が発生した場合にも発生するように制定すべきとしている。しかも、そうした別法人の活動が、人権侵害を発生させるリスクを持つかを予見する義務も暗に示していると言える。こうした規定は、企業においてサプライチェーン上のビジネス活動が武力紛争自体やそこでの人権侵害を発生あるいは加担することを防止する義務があることを、違反とその責任(liability)の側面からも明確にしている。

(9) 上記のような個人責任や法人の責任は、国際法が直接に担保するというよりは、むしろ国際的なソフト・ローに基づき、各国家が国内法において法的責任を明確にするという側面が強い。しかし、それをもって国際法的には企業などの中間団体に対する責任論が発展していないと見ることは誤りである。そもそも企業の経営情報の透明化が求められる流れのなかで、単に企業収益だけでなく、ビジネス活動の社会への貢献(あるいは負の貢献)が問題となる傾向は強い。マーケットの論理として、企業が武力紛争に関与する状況が明るみにできれば、消費者や投資家の動向に影響がでることになり、企業としてこの問題に積極的に取り組まなければならない側面も無視できない。こうした側面からの規制のあり方は、すでに環境保護や温暖化防止などに顕著に見られるが、これが武力紛争への関与の問題についても拡大されることが重要であろう。そのためには、企業が取るべき行動に関する基準を明確にすることが必要であり、その観点ではガイドラインやガイダンスの存在は意義を持つと言える。さらに、こうしたガイドラインなどの策定と周知は、消費者や投資家の問題意識を喚起するという効果も持っている。国連のような国際的な枠組のなかでガイドラインが作成され、これが広く世界に周知されるならば、消費者や投資家の意識に変化が起こる。それが商品購入や投資に関する行動を変えることになれば、企業は策定されたガイドラインの遵守を迫られることになる。

(10) このように考えると、ソフト・ローからハード・ローへの直線的な移行だけが、武力紛争下における企業活動に対する国際法上の規律の実効性を高める方法ではなく、マーケットの動向まで含めた企業の行動規制方法を積極的に構想する必要がある。そうした点では、「ガイドラインを中心とした国際法」という発想も、あながち否定されるべきではない。問題は、スマート・ミックス(smart mix)と呼ばれる多様な措置の重層的な実施が、具体的にどのような効果を及ぼすのかを実証的に見極めることにある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 古谷修一	4. 巻 -
2. 論文標題 武力紛争地域におけるビジネス活動 「ビジネスと人権」の視点からの序論的検討	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 須網隆夫・中川淳司・古谷修一編『国際経済法の現代的展開 清水章雄先生古稀記念』（信山社）	6. 最初と最後の頁 5-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古谷修一	4. 巻 97
2. 論文標題 カンボジア特別法廷における被害者賠償の意義 移行期正義を担う集团的賠償の構造的変化	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 139-179
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 古谷修一
2. 発表標題 国家管轄権規則の動態的把握 事実とルールの相互性
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 須網隆夫・中川淳司・古谷修一	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 603
3. 書名 国際経済法の現代的展開 清水章雄先生古稀記念	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------